平成２８年（フ）第３５号
北海道日高郡新ひだか町静内山手町４丁目４番６号山手４丁目ハイツ11号室
債務者　橋本　英雄
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第１２４号
秋田市土崎港相染町字大谷地18番地６　メゾン三浦204号
債務者　鎌田　知行
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３９号
秋田県男鹿市船越字内子358番地39　エクセレント21　202号
債務者　渡邊　智和
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６８号
山梨県南巨摩郡富士川町大椚142番地　県営増穂団地２－204
債務者　河澄　恵司
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６２号
三重県伊賀市小田町407番地の14
債務者　中谷　智美
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第６５号
三重県名張市滝之原1273番地
債務者　堀井　　豊
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第１７７号
三重県三重郡川越町大字豊田87番地２　カサエスペランサ202号
債務者　中條　真澄
1　決定年月日時　平成28年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１５７号
滋賀県彦根市宇尾町400－16、住民票上の住所滋賀県彦根市日夏町1734番地100
債務者　金谷　麻紀
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第９２５号
京都市右京区西京極畔勝町62番地　メゾンドール光和パートⅡ　306号
債務者　髙橋加代子
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９３０号
京都府木津川市兜台５丁目１番地３　コンフォールかぶと台19－103号
債務者　杉本　直樹
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９４８号
京都市南区西九条豊田町９番地３　松楽荘208号
債務者　藤原經一郎
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９７１号
京都市山科区四ノ宮柳山町８番地　光泉林地内
債務者　渡辺　則夫
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９７４号
京都市伏見区醍醐折戸町８番地１　醍醐西市営住宅16－103
債務者　清水　千裕
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９５号
松江市灘町１－54　カサローゼ宍道湖201号、住民票上の住所松江市八雲町東岩坂500番地64
債務者　上代　　誠
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５２号
愛媛県伊予市双海町上灘甲5858番地１　清流団地102号
債務者　山岡　祐子
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５６号
愛媛県松山市拓川町１番３号　石手リバーハイツＢ202号
債務者　高山　由華
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５８号
愛媛県松山市食場町136番地１　湯山コーポラス303号
債務者　横山智早登
1　決定年月日時　平成28年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
松山地方裁判所民事部